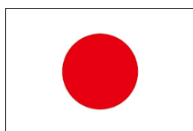


安全の手引き 2025

～ コロンビアで安全に生活するために ～



ボゴタ市
モンセラッデの丘より



在コロンビア日本国大使館

Embajada del Japón en Colombia

Carrera 7 No.71-21 Torre B Piso 11 Bogotá D.C

TEL +57 (601) 743-3360

<http://www.colombia.emb-japan.go.jp/>

(日本語ページはトップページ右上の「日本語」をクリック)

2025 年 7 月改訂

はじめに

海外生活の安全対策の心構えとしては、平素から皆様ご自身が安全対策に関心を持ち、適度な警戒心を維持することにあります。現地での生活は、出張や観光目的で外国を訪れる場合と異なり、更なる警戒が必要となります。

この「安全の手引き」では、コロンビアで生活する上で、予期せぬ犯罪に巻き込まれないよう、事前に気を付けるべき事柄をとりまとめました。本手引きが、コロンビアでの皆様の安全な生活に役立てば幸いです。



在留届についてのお願い

「在留届」は、ご本人及びご家族の各種領事手続きの際に利用されるだけでなく、邦人が事件や事故に遭った場合や緊急事態発生時等に、必要に応じて緊急連絡先（関係者）への連絡を行うために使われます。海外に3ヶ月以上邦人が滞在する場合は、大使館・総領事館へ在留届を提出することが旅券法で義務づけられています。必ず手続きを行ってください。

また、住所や電話番号等に変更が生じた場合には「変更届」を、日本への帰国や他国への転居を行う場合には、「帰国届」の提出をお願いいたします。

なお、これらの届け出は、外務省「海外安全ホームページ」からオンライン登録することが可能です（オンライン在留届、ORR Net）。3ヶ月未満の渡航を予定されている方につきましても、「たびレジ」への登録をお願い致します。

»在留届の提出について→http://www.colombia.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consularJP.html

»オンライン在留届(ORRNet)、「たびレジ」登録→<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

目次

I 防犯の手引き	1
1 防犯の基本的な心構え	1
2 行動三原則の徹底	1
3 生命の安全を最優先に	1
4 常に「備えの心」を忘れずに	2
5 コロンビアの治安情勢について	2
6 防犯のための具体的な注意事項	3
(1) 住居防犯対策	3
(2) 身辺警護員（エスコルタ）等	4
(3) 使用人	4
(4) 車の運転、駐車等	5
(5) 電話	6
(6) 郵便物	6
(7) 犯罪別留意事項	7
○強盗	7
・路上強盗	7
・アパート強盗	7
・自動車強盗	7
○昏睡強盗	8
○タクシー強盗	8
○銀行からの追跡強盗	9
○誘拐	9
・一般的対策	9
・車利用時の対策	9
・子供の対策	9
○窃盗	10
・置き引き	10
・スリ	10
・スキミング	10
○テロ	11

○薬物犯罪	12
Ⅱ 在留邦人用緊急事態対処要領	13
1 平素の準備と心構え	13
（1）連絡体制の確立	13
（2）避難の方法	14
（3）緊急事態における携行品等、非常用物資の準備	14
2 緊急時の行動	15
（1）心構え	15
（2）情勢の把握	15
（3）大使館への通報等	15
（4）国外への退避	15
3 緊急事態に備えて用意するもの	16
（1）旅券	16
（2）現金、貴金属、預金通帳等の有価証券、クレジットカード	16
（3）携行品の準備	16
Ⅲ チェックシート集	17
1 住居選定にかかるチェックリスト（別紙1）	17
2 緊急事態に備えてのチェックリスト（別紙2）	19
Ⅳ おわりに	21



カルタヘナ市
ボカ・グランデ地区



トトゥモ火山温泉

I 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

日本では「水と安全はタダ」とよく言われますが、コロンビアを含めた南米諸国の治安情勢は日本と大きく異なります。特にコロンビアでは、テロ組織、麻薬組織による犯罪について日々報道されているほか、軽微な犯罪（置き引き、スリ）も多発しています。このような治安情勢の国では、事前の防犯対策が重要となります。

犯罪を防止するには「自分の身は自分で守る」という危機管理意識を常に持つことが大切です。また「現地の生活に慣れてきた頃」「帰国間際の頃」に気が緩みやすく、犯罪被害を受ける場合が多いとも言われています。日常生活から生じる油断も被害発生の一因と考えられますので、日頃から職場、家庭において安全対策の基本を再確認し、犯罪被害防止を念頭に置いて行動して下さい。

2 行動三原則の徹底

一般的に日本人は、危険に対する意識が低いと指摘されています。また、海外から見た日本のイメージは、経済大国でお金持ちが多く暮らしているといったものが一般的です。そのため、**犯罪者は日本人を『多額の現金を所持していて、抵抗しない』と考えることもあり、その結果、日本人が強盗やひったくり、誘拐の標的とされる場合があります。アジア人の容姿は非常に目立ちますので、海外では安全のための『行動三原則』を正しく理解して、『自分の身は自分で守る』よう心がけてください。**

Muy Importante!

海外における安全のための『行動三原則』

“目立たない” “行動を予知されない” “用心を怠らない”

3 生命の安全を最優先に

万一、身体に危険がおよぶ事態に遭遇した場合、例えば、強盗にけん銃やナイフを突きつけられて金品の要求を受けた場合等には、決して抵抗することなく、ご自身の生命と身体の安全を第一に考え、相手の要求に従ってください。なお、負傷した場合、治療のため高度医療を有する国外への移動が発生する場合がありますので、十分な補償内容の保険加入をお勧めします。

I 防犯の手引き

4 常に『備えの心』を忘れずに

防犯対策にここまでやれば良いといったゴールはありません。しかし、コロンビアで安心を得るためには、多くの『備え』が必要です。大切なことは、最新の治安情報の収集・分析を行い、生活エリア全域の治安情勢を踏まえて、有効な防犯対策（備え）を立てることです。なお、一度に最善の防犯対策を講ずることは非常に難しいため、常に治安情勢への高い関心を維持すること及び防犯対策の定期的な見直しが必要です。

5 コロンビアの治安情勢について

コロンビアの人口は、日本の約2～3分の1ですが、年間の殺人発生件数は、日本の912件（警察庁2024年）に対し、コロンビアでは平均して13,000件以上発生しています。「ここは日本ではない」という認識を常に持ち、犯罪に巻き込まれないよう注意を怠らないことが重要です。

政府の治安対策により、殺人発生率が世界最悪だった1990年代と比較し主要犯罪（特に殺人・テロ・誘拐）の発生件数は減少していますが、殺人の件数は2023年及び2024年ともに13,000件を超え、依然として高い水準にあり、またテロは近年増加傾向が見られ、引き続き注意が必要です。特に、強盗・窃盗については、2020年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出制限措置の影響で減少したものの、その後顕著な増加傾向が見られ、邦人の方が最も被害に遭いやすい犯罪となっています。

	殺人	誘拐	テロ	強盗・窃盗
2015年	12,782	213	443	144,931
2016年	12,402	207	224	193,818
2017年	12,237	195	123	279,452
2018年	12,923	176	152	360,049
2019年	12,925	92	209	414,930
2020年	12,274	88	403	280,045
2021年	13,993	138	228	342,961
2022年	13,896	222	526	353,752
2023年	13,555	338	192	391,023
2024年	13,427	305	1,126	316,216
				単位: 件数



I 防犯の手引き

6 防犯のための具体的な注意事項

コロンビアでは日常的に強盗事件が発生している状態ですので、コロンビアで生活する上で、住居の選定は非常に重要です。住居を決定する上で最優先にすべきは安全であり、住居があるエリアの治安情勢や周囲の生活環境、生活に必要な施設（仕事場、学校、病院等）との位置関係を総合的に判断し、構造上、堅牢な造りであることに加え、セキュリティの整った建物を選定すべきです。住居を選定する際の注意事項は下記のとおりです。

（１）住居防犯対策

○ 住居選択時に考慮すべき一般的事項

- ・ 自宅の警備状況の確認（警備員は日中だけなのか、24時間体制か等）
- ・ 自宅付近の治安環境
- ・ 幹線道路（主要道路）からの距離（離れすぎているか）
- ・ 隣家の警備状況
- ・ 住居周辺の交通量と通行者（車）の外見

※ 自分の居住実態と周辺環境との間に差があると目立つ

○ ゲート（門扉）・外壁

- ・ 高さと強度（材質、形状）
- ・ 警備員の配置場所

○ アパート

- ・ 基本的には、4階以上の階を選択
（外部からの侵入防止の観点から、電柱等足場になるものの有無を確認）
- ・ 最上階を避ける
（屋上からの侵入防止の観点から、屋上までの経路（容易に上がれるか等）を確認）

○ 扉、窓、鍵等

- ・ 扉の強度の確認（鉄板入り扉が良い）
- ・ 扉の鍵の強度、種類を確認（強度があり、鍵の複製が困難なものを選択）
- ・ 扉への二重ロックの設置
- ・ 鍵の確実な管理（使用人を含め、第三者に渡さない）
- ・ 扉のデッドボルト、蝶番の確認（細工による侵入がしにくい構造であるか）
- ・ 扉には覗き穴があるか（扉を開けずに訪問者が確認できるか）

【住居選定にかかるチェックリスト（別紙1）】をご活用ください

I 防犯の手引き

(2) 身辺警護員（エスコルタ）等（警備会社と契約した場合）

- ・ エスコルタと、緊急時に連絡できるよう体制を整える
- ・ 日頃から、人間関係の構築に留意する
(気遣いの言葉、プレゼント、軽微なミスで怒らない等)
- ・ 評判等を基に、勤務態度の良好なエスコルタ（警備会社）と契約する
- ・ 車を点検、洗車に出す際、作業中の鍵の管理を徹底させる（鍵の複製防止）
- ・ エスコルタでも、将来的に裏切る場合があることを常に想定する
- ※ 解雇する際、逆恨みされるおそれがある
- ・ エスコルタには、個人情報を知られないようする
- ※ 家族構成等を質問されても、遠回しに断る

例)「答えないといけない？」等

～コロンビア人は基本的に「話好き」が多いので、個人情報に関する質問には悪意が無い場合も多い。しかしながら、個人情報を質問してくるようなエスコルタは、エスコルタとしての熟練度が低いとも考えられる。

- ・ 饒舌なエスコルタに注意する
- ※ 本人が意図せずとも、警護対象の話を他人にするかもしれない
～彼らの言う「仕事（警護）の話は、家族や友人に一切していない」という言葉は、安易に信用しない方が良い

(3) 使用人

- ・ 現地邦人の人脈や、使用人の評判等を参考にして雇う
- ・ 良い関係を保持し、些細なミスを必要以上に責めない
(恨みを買わない)
- ・ 普段から貴重品を目の付くところに置かない
(出来心を起こさせない)
- ・ 電話対応に気をつけさせる
(コロンビアの振り込め詐欺（通称：ジャマダ・ミジヨナリア）に引っかからない)

『在留届』及び『たびレジ』への登録 = 最新治安情報等の入手が可能

- インターネットによる電子届（オンライン在留届 ORR ネット）：<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>
 - ※ 『在留届』の提出や入力内容の変更も可能。
- 『たびレジ』登録ページ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

I 防犯の手引き

(4) 車の運転、駐車等

- ・ 運転中は全てのドアを確実にロックし、窓は開けない
- ・ 運転中でも、鞆を外から見える場所（座席の上）に置かない
 - ※ トランク、足下、シート下等に必ず隠しておく
 - ～停車中に二人乗りのバイクに横付けされ、窓ガラスを割って盗まれるケースがある
- ・ 信号等で止まるときは、前車との車間を十分空けておく
 - ※ いざという時、車線変更して逃げる事が出来る
 - ～前車との車間が詰まっていると、車線を変更して脱出できない
- ・ 監視員のいる駐車場を利用する（路上駐車をしない）
- ・ 車から離れる時は、こまめに鍵を抜き取り、ドアをロックする
- ・ 車内に貴重品等を放置しない
- ・ パンクしたり、何かの物体を投げつけられても、その場で車両から降りて修理等することなく、できるだけ離れたところに移動し、車の中で救助を呼ぶことが望ましい
 - ※ 犯罪者がタイヤをパンクさせた後に、運転者が降車したところを狙う強盗・窃盗の手口や、直近でパンク修理を請け負い、法外な修理費を請求する手口があります
- ・ 飲酒運転は違法です。絶対にしないでください



I 防犯の手引き

(5) 電話

- ・ 電話を受けた場合は
 - ① 相手より先に、自分の名前を名乗らない
 - ② 相手が「誰ですか」と聞いてきても、安易に名乗らない
 - ③ 相手に電話番号を聞かれても、自分の番号を教えない
 - ④ 相手の身元が不明の場合、誰と話したいのか質問する
- ・ 知らない人物から「家族がけがをした」等の連絡を受けても安易に信用しない
- ・ 自宅の電話番号は、できる限り秘匿する
- ・ 警察、病院等の緊急用電話番号を事前に確認しておく
 - ※ 国家警察緊急電話番号 1 2 3
- ・ 業者からの電話に注意
 - ※ 「明日、点検に伺います」と連絡を受け、翌日業者が制服で現れたので自宅へ入れたところ、実は強盗であったという事例がある。
(犯人によって、最初の電話から仕組まれていたもの)
- ・ 振り込め詐欺に注意
 - ※ 日本と同様に、コロンビアでも振り込め詐欺（通称：ジャマダ・ミジョナリア）が発生しています。

(6) 郵便物

- ・ 可能であれば自宅に直接郵便物が届かないように措置する
(職場を郵便物受取先にしておく)
- ・ 不審な郵便小包や、事前連絡の無い配達物は受け取らない
- ・ 配達物のチェック
 - 差出人
 - 外見上の不審点
 - 表示された内容物と重さの釣り合い



I 防犯の手引き

(7) 犯罪別留意事項

【強盗】

- 路上強盗
 - ・ 強盗に遭遇した場合は、抵抗しない
 - ※ 特にコロンビアでは、刃物・けん銃を使用するものが多いので、注意して下さい
 - ・ 必要以上の貴重品は携行しない
 - ・ 常に周囲を警戒し、知らない人物から声をかけられても相手にしない
 - ※ 周囲に共犯者がいるかもしれないので、直ちに現場離脱する
～気がつくと、強盗の共犯者に囲まれている事例があります
- アパート強盗
 - ・ 可能なかぎり、受付、警備員、監視カメラの付いたアパートを選ぶ
 - ・ 不用意に、玄関ドアを開けない
 - ・ 防犯機器（アラーム等）を設置する
 - ・ 貴金属や多額の現金を住居で保管している場合、他人に知られないようにする
(保管していなくても、生活実態等から標的となるかも知れないので注意)
- 自動車強盗（自動車盗）
 - ・ 車での移動中は、ドアをロックし、窓を閉めておく
 - ・ 駐車後は、周囲の安全を確認してからドアを開ける
 - ※ 強盗が物陰に隠れて、ドアが開くのを待っている場合がある
 - ・ 車から離れる時は、車の鍵をこまめに抜き取り、ドアロックをする
 - ・ 不必要な夜間（特に深夜）の外出はしない（信号待ちの時、強盗に狙われる）
 - ・ 車両の盗難対策を施す（防犯装置の取付、バックミラーの補強など）



I 防犯の手引き

○ 昏睡強盗（通称：エスコパミーナ）

鎮静剤を使用（空中への飛散、飲食物への滴下等）する強盗。多様な手口があり、知らない間に薬物の影響を受け、昏睡中に金品が奪われます。この鎮静剤が作用すると徐々に意識が朦朧として自分の名前も言えない状態になり、気がつくと路上で横になっていたという事例もあります。最悪の場合、薬物の作用で死に至ることもあります。

以下に対処法を例示します。

- ・ 知らない人物に声をかけられても相手にしない
 - ※ 「日本語を勉強しています」「今度、仕事で日本へ行きます」「日本で住んでいました」等、突然知らない人から声をかけられても、基本的には無視して下さい。
 - ※ 「道を教えて下さい」と地図を広げ、地図に仕込んだ鎮静剤を、空中に飛散させる手口もあります。
 - ※ SNSを通じて知り合いになった後、飲食の機会に昏睡強盗に及ぶ手口もありますので、注意してください。
- ・ 飲食物に注意する
 - ※ 知らない間に鎮静剤が混ぜられるので、食事中に席を離れる際は注意して下さい。また、知らない人物から、飴、ガム、ジュース等を受け取っても、絶対口にしないで下さい。
- ・ タクシーの座席に注意する
 - ※ 手すり等に仕込まれ、皮膚を通じて鎮静剤を吸収させる手口があります。

○ タクシー強盗（通称：パセオ・ミジョナリオ）

「ガソリンが無くなった」等の理由を付け、運転手が客の承諾も無く人通りの少ない道に入ると、そこで待ち受けた仲間が突然タクシーに乗り込んで、客の金品を強奪するという手口があります。

以下に対処法を例示します。

- ・ 流しのタクシーを使用せず、無線タクシー等を利用する
- ・ タクシーのナンバーは、プレートの他に車体側面、屋根、ガラス、車内にも表示されているので、全て一致することを確認する
- ・ 信号や渋滞での停車中に、強盗被害に遭わないよう、乗車後は、全てのドアをロックし、窓を閉める（助手席ドアも含む）
- ・ 乗車後、運転手に不安を覚えれば「忘れ物をした」と言い、出発点まで戻らせて降車するのも一案

I 防犯の手引き

○ 銀行からの追跡強盗（通称：フレテオ）

銀行で多額の現金を引き出した者を追跡し、警戒の緩い場所で強盗をするもの。複数名で連携を取り、犯行に及ぶものが多くあります。

以下に対処法を例示します。

- ・ 銀行内には、犯罪者との内通者がいるものと常に想定する
- ・ 銀行から出たところを狙われないように周囲を警戒する
- ・ 自宅に到着し安心した瞬間を狙われないように最後まで警戒を怠らない
- ・ 不審者の尾行に気づいた場合、そのまま警察へ逃げ込む

【誘拐】

○ 一般的対策

- ・ 普段から目立たないよう心がける
- ・ 行動をルーティン化しない（通勤経路、手段、時間を変える）
- ・ 周囲への注意を怠らない（常に不審者（車）を意識する）
- ・ 通信手段（携帯電話、無線等）を常に確保する
- ・ アパートの警備員や使用人等が犯罪組織に内通して誘拐が行われる事件もあることから、身近な人物に不審な動きがないか注意する

○ 車利用時の対策

- ・ 不審車に追尾されたら、警察へ連絡すると共に、警察署又は交番へ逃げ込む（停車しないで、身の安全確保を第一とする）
- ・ 警察の検問を受けても安易に信用せず、ドアロックは解除しないで、窓も閉めたままにしておく

※ 偽警官の場合があるので、相手が引き下がらなければ、警察署まで移動して対応する

○ 子供の対策

- ・ 外出時は、子供を絶対に一人にさせない（トイレも注意。自分がトイレに行くときも一緒に連れて行き、外で待たせない。一時的には、個室トイレ内に隠れさせ、待たせておくのも一案）
- ・ 子供には、常に慎重な行動をとるよう普段から教える

I 防犯の手引き

【窃盗】

- 置き引き
 - ・ 荷物は目の届く範囲に置く
 - ※ 荷物を視界に入れていても、気付かれないようにチャックを開け、荷物の中身だけを抜き出す手口があるので注意
 - ※ 声をかける等して、所持品から一時的に注意をそらし、共犯者がその隙を狙う手口もあるので注意
 - ※ コロンビアのレストランでは置き引きの防犯対策として、テーブルの裏に鞆を引っかけるフックが付いている場合があるので、これを利用する
- ひったくり
 - ・ スマートフォン等を路上でむやみに操作しない
 - ・ もし、ひったくりに遭った場合は、絶対に抵抗せず、犯人の要求に従い、決して犯人を追いかけない
- スリ
 - ・ 人混みでの行動を避ける
 - ・ やむを得ず人混みに入る時は、貴重品の所在を常に意識する
(このような場合、貴重品や多額の現金を携行しない)
 - ・ 鞆のチャックは必ず閉める
 - ・ トランスミレニオでのスリが多発しているため乗車時には貴重品の所在を含め十分注意を払う。
 - ※ 置き引きと同様に、気付かれないようにチャックを開けて、中身を抜き取る手口があります
- スキミング（カードの複製）
 - ・ 信頼できる店でのみ、カードを使用する
 - ・ 店員がカードを持ったまま、店の奥へ行かせない
 - ※ 目の前でカード読み取り端末を操作させる
 - ・ カード利用の際にメール通知を受けるサービスもありますのでカード会社にご確認ください。通知を受けて不正利用の事実にも早く気付くことができるように備えることも必要です



CAI(交番)の例

I 防犯の手引き

【テロ】

コロンビアには、反政府組織や犯罪組織が多数存在しています。政府の治安対策により過去に比較して弱体化しているものの、都市部を含め引き続き爆弾テロが発生しています。

テロの標的は、治安当局やインフラ設備を対象としたものが多く、2019年1月にボゴタ市の警察学校内で発生した自動車爆弾テロ事件では20名以上の学生が死亡しました。ただし、2017年にボゴタ市のショッピングセンターで発生した爆破テロではフランス人女性を含む一般市民3名が死亡しており、無差別テロの脅威にも警戒が必要です。

都市部では手榴弾を使用した爆破テロも散見されます。爆破テロからの被害防止のため、次のことに注意して下さい。

- ・ 不審物を見つけても、近寄らない、触らない
- ・ 不審な車・バイクを見ても近寄って確認しない
- ・ 爆破音が聞こえても現場を見に行かない（二次爆発の回避）

※ 郊外ではバスの焼き討ちや、治安当局への一斉攻撃等、都市部と異なるテロが発生している場所もありますので、郊外へ移動される時は、事前の情報収集を十分行して下さい。



パパ・ボンバ にも要注意（手製爆弾による学生運動）

I 防犯の手引き

【薬物犯罪】

コロンビアは麻薬の生産国としても有名です。現在麻薬組織は、薬物を国外へ送るために、「大量の薬物を一度に運ぶ」「小分けした少量の薬物を様々な物品に隠匿して運び出す」等、様々な手段を取っています。

知らない間に「麻薬の運び屋」にされないよう、以下の事項に注意して下さい。

- ・ 知らない人物から、物を預からない
- ・ 知人からでも、不審な物件は預からない
- ・ 知らない間に自分の荷物に紛れ込ませられないよう、手荷物から目を離さない

※ 小分けした薬物の隠匿方法として、以下の事例があります。

- ・ 液状にして、ボトルに詰める
- ・ プラスチック製品を一旦溶解し、中に混ぜ込む
- ・ 衣類に染み込ませる
- ・ 衣類の縫い目に隠す
- ・ 瓶のラベルの裏に隠す
- ・ キリスト像や十字架の中に隠す
- ・ 自転車のパイプに隠す

～精巧に隠されているので、外見上はわかりません。しかしながら空港等では犬を使用した臭気検査等により、厳重な取り締まりが実施されていますので、麻薬所持が判明すれば、当然「麻薬の運び屋」として処罰されます。

※ 当然のことながら、違法薬物の購入、服用は絶対にしないで下さい。

II 在留邦人用緊急事態対処要領

中南米諸国では内乱、クーデターが希に発生しています。またコロンビアでは大規模震災の発生が懸念されています。このような緊急事態への対応には、平素からの準備が重要となります。

緊急事態対策として、必要な事前準備と発生時の対策をまとめましたので、以下の項目を参考として下さい。

1 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の確立

- ・ 在留届の提出（外務省海外安全ホームページからの電子届出も可能です）
- ・ 在留届の届出内容に変更があった場合、その都度大使館へ連絡する
- ・ 家族間・企業内（日本の連絡先を含む）の緊急連絡体制を確立する
- ・ 国外への旅行時は外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を行う
（スマートフォンでアプリケーションをダウンロードできます）



短波放送に関する情報（NHK ワールドラジオ日本）

URL: <http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/shortwave/>

Ⅱ 在留邦人用緊急事態対処要領

(2) 避難の方法

- ・ 一時避難場所の設定

内乱等発生時には、戦闘、騒乱に巻き込まれる可能性があります。このような場合、周囲の状況に注意を払いながら情報収集し、危険と言われる場所には近づかないで下さい。被害に巻き込まれそうになった場合の避難場所や、対処方法を予め想定することも重要です。危険が身近で起こっていない限り自宅待機にて状況を見守りますが、それ以外の状況では勤務先、通っている学校、安全な知人宅などに一時避難することが想定されます。

- ・ 国外退避における集合場所

緊急事態発生の状況に応じて、大使館から国外退避の指示をする場合があります。その際の集合場所は以下のとおりです。集合場所への経路を予め想定しておいてください（状況により下記以外の集合場所を指定する場合があります）。状況に応じて集合場所から空港までのバス運行等を検討します。

- 大使館：Carrera 7 No.71-21 TorreB Piso11, Bogota

TEL：743-3360

(3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

- ・ 長期滞在邦人および永住者の皆様は、緊急事態に備えた備蓄を各自の自己責任において行わなければなりません。
- ・ 旅券、現金、貴金属等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるように、あらかじめまとめて保管しておいてください。
- ・ 緊急時には一定期間自宅での待機を余儀なくされる場合もあるので、非常用食料、医薬品、非常用機器（ライト、FM・短波ラジオ等）を準備しておいてください。

『在留届』及び『たびレジ』への登録 = 最新治安情報等の入手が可能

- インターネットによる電子届（オンライン在留届 ORR ネット）：<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>
※『在留届』の提出や入力内容の変更も可能。
- 『たびレジ』登録ページ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

Ⅱ 在留邦人用緊急事態対処要領

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急時では、情報の錯綜、分断により相当の混乱発生が予想されます。万が一、治安機関が正常に機能しなくなった場合には治安の悪化が懸念されます。緊急時においては、できるだけ平静を保ち、群集心理に惑わされることなく行動し、身の安全を守ることが大切です。

(2) 情勢の把握

- ・ 緊急事態発生の際には、現地や海外の報道、衛星放送テレビ等の視聴により、各自で情報収集を心掛けてください。また、停電に備えて、携帯ラジオを事前に準備して下さい。
- ・ 大使館から緊急時に情報を発信する場合、在留届に登録されたメールアドレス及び電話番号に対し発信します。

(3) 大使館への通報等

- ・ 現場の状況のうち、必要があると認められる情報は、随時大使館に通報してください。その他の在留邦人の方の貴重な情報となります。
- ・ 自分や自分の家族、又は他の邦人が危害を受けた場合（又は危害を受ける虞がある場合）は、直ちに状況を大使館に報告してください。
- ・ 緊急事態発生の際には、大使館から在留邦人の方に情報提供を依頼することもありますので、ご協力願います。
- ・ なお、在留邦人の皆様の安全確保を第一義的に担っているのは、コロンビア政府となります。万一、事件や事故等に巻き込まれた場合には、各人が治安当局にその旨を一報（被害届の提出）し、事件処理や捜査を委ねることになります。

(4) 国外への退避

- ・ 事態が悪化し、帰国又は第三国へ退避される場合は、その旨を大使館に通報してください（連絡が困難である場合には、退避後、日本の外務省海外邦人安全課(外務省代表：03-3580-3311)への通報をお願いします）。
- ・ 大使館が「退避勧告」を発出した場合、可能な限り早急に国外へ退避してください。一般商用便の運行がなくなった場合、或いは満席で取れなかった場合等には、臨時便の利用、或いはチャーター便の手配により国外へ退避する場合があります。
- ・ 大使館から国外退避のための集合場所への集合連絡を受けた場合は、しばらくの間、同集合場所で待機する必要がある場合も想定されます。従って避難時には非常用物資を携行していただくようお願いします。

II 在留邦人用緊急事態対処要領

3 緊急事態に備えて用意するもの（別紙のチェックリストもご活用ください）

（１）旅券

旅券については、常時 6 ヶ月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください（6 ヶ月以下の場合には、大使館に切り替え発給の申請をしてください）。旅券の「所持人記載欄」は、確実に記載しておいて下さい。なお、当国における身分証明書は、いつでも持ち出せる状態にしておいてください。

（２）現金、貴金属、預金通帳等の有価証券、クレジットカード

旅券と同様、直ちに持ち出せる状態で保管しておいてください。現金は家族全員が最低限 10 日間程度生活できるぐらいの外貨及び必要な現地通貨をあらかじめ用意しておくことをお勧めします。

（３）携行品の準備

避難場所への移動を想定し、次の携行品を準備して下さい。

○ 衣類

避難時における外傷を防ぐため、長袖、長ズボンをお勧めします。動きやすく、華美でないもので、靴は、靴底が厚いものをご用意下さい。

○ 洗面道具

タオル、歯磨きセット、石鹸等

○ 非常用食料

自宅待機することを想定し、非常食（米、缶詰類、インスタント食品、ミネラルウォーター等）を準備して下さい。自宅から他の場所へ避難することも想定し、非常食の携行袋もご用意下さい。

○ 医薬品等

家族用常備薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏等

○ ラジオ

停電時の情報入手手段として、ラジオを準備して下さい。

また、短波ラジオを準備していただければ、「NHKワールドラジオ日本」の受信により、日本語での情報収集も可能となります。

○ その他

懐中電灯、予備電池、ライター、ローソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事道具、ヘルメット、防災頭巾等

Ⅲ チェックリスト集（別紙 1）

【住居選定にかかるチェックリスト】

《 住居の選択 》

- ☐ 住居のあるエリアの治安に関する情報を調べたか
- ☐ 自分の目で下見を行い、複数の物件から比較検討したか
- ☐ 昼だけでなく、夜間・休日に周囲の状況を確認したか
- ☐ 市街地（道路）地図を入手し、図上研究を行ったか
- ☐ 日常的に利用する施設や勤務先との距離に問題はないか
- ☐ 選択に際し、当地で居住している他の日本人からの助言を得たか
- ☐ 危険に応じた「住居の安全対策基準」を自分／組織なりに定めたか
- ☐ 管理会社／家主は信頼できるか（緊急時に連絡できる電話番号はあるか）

《 交通経路の安全確保 》

- ☐ 住居から目的地（例：勤務先・学校等）まで、複数の安全なルートがあるか
- ☐ 日常的に使用するルートの道は安全か
- ☐ 使用ルート上には緊急時に避難できる安全な場所（例えば CAI・交番）があるか
- ☐ 目的地までのルート上に危険とされる地域はないか

《 住居周辺の安全確保 》

- ☐ 住居周辺の治安情勢を調べたか
- ☐ 住居の周辺地域住民の安全に対する関心は高いか
- ☐ 警察、消防、医療、救急機関などのサービスが緊急時に短時間で利用可能な範囲にあるか
- ☐ 犯罪多発地域に隣接していないか
- ☐ 住居を監視される場所が近くにあるか
- ☐ 不審者や不審車両に対する警戒（監視カメラ等の記録含む）が容易に行えるか
- ☐ 住居周辺に爆弾テロの目標となるような施設はないか

《 住居の安全確保 》

- ☐ 住居への出入り（車両・人体ともに）は安全かつ迅速に行える構造となっているか
- ☐ 住居の周辺（特に通常出入りする扉等の周囲）に犯人が身を潜めるような場所はないか
- ☐ 近隣住人について確認したか
- ☐ 住居の安全対策は周辺住居の安全対策（外観）と比べて同等以上となっているか

～ 裏面に続く ～

- ☐ 管理会社／家主は住居の安全対策強化に積極的か
- ☐ （入居時）出入口の鍵はすべて新品に交換されているか。また、複製が困難な鍵であるか
- ☐ 出入口扉の素材及び厚みは信頼できるものか
- ☐ 来訪者が前に立つドアにはドアチェーンやドアスコープが設置されているか
- ☐ 窓には鉄格子が設置されているか
- ☐ 建物外周（隣家を含む）から簡単に侵入できない構造になっているか
- ☐ （集合住宅の場合）3階以上か、最上階ではないか
- ☐ 警報装置は設置されているか
- ☐ （独立家屋の場合）敷地外周塀や門の上部にレーザーブレード・ワイヤー／エレクトリックワイヤー等が設置されているか
- ☐ 敷地外周及び敷地内（共用部等）への監視カメラの設置は行われているか。また、正常に稼働しているか
- ☐ 敷地外周及び敷地内への照明設備は正常に作動しているか
- ☐ 訓練を受けた警備員が適切に配置されているか
- ☐ （集合住宅の場合）防災設備は適切に設置されているか。また、避難経路が確立されているか

《 その他 》

- ☐ 警護員やメイド、運転手等を雇用する場合は、事前にしっかり身分確認を行ったか
- ☐ 住宅を長期に亘って留守にする場合は、信用できる人に定期的なチェックを依頼したか

「住居選定にかかるチェックリスト」

～ おわり ～

Ⅲ チェックリスト集（別紙２）

【緊急事態に備えてのチェックリスト】

《 旅券（パスポート） 》

- ☐ 常時６ヶ月以上の残存有効期間があるか（第３国へ脱出する事態になる場合、国によっては入国に際しパスポートの残存有効期間が６ヶ月必要となる事例もあるため、６ヶ月以下の場合には、大使館に発給申請）
- ☐ コロンビア政府発行の身分証（セドゥラ）はいつでも持ち出せるか
- ☐ 旅券最終ページの「所持人記載欄」に必要事項を漏れなく（血液型含む）記入してあるか
- ☐ いつでも持ち出せるように管理しているか

《 現金及び貴重品（貴金属、預金通帳、クレジットカード等） 》

- ☐ 家族全員が当分の間（１０日程度）、生活するのに必要な現地流通通貨（少額な額面のものを含む）を準備しているか
- ☐ 外貨（米ドル、日本円等）も一定額準備しているか
- ☐ 旅券同様、いつでも持ち出せるように管理しているか

《 自動車 》

- ☐ 常時整備しているか
- ☐ 常に一定量以上の燃料を入れているか
- ☐ （可能であれば）十分な燃料を確保・保管しているか
- ☐ 懐中電灯、地図、ティッシュペーパー等を常時備えているか
- ☐ 自動車を所有していない場合、近隣で自動車を所有している人物と平素から連絡を取り、必要な場合、同乗できるように相談しているか

《 その他携行品 》

- ☐ 携帯電話及び充電器
- ☐ 衣類、着替え（長袖、長ズボンが望ましい。動きやすく、華美ではないもの）
- ☐ 履物（動きやすく靴底の厚い頑丈なもの）
- ☐ 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）

～ 裏面に続く ～

☐ 非常用食料等

家族が当面の間（１０日程度）、自宅待機する場合を想定して、米、調味料、缶詰類（及び缶切り）、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーター、大型の水筒等を携行するようにしてください

☐ 医薬品等

家族用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯、絆創膏等

☐ ラジオ（NHK ワールドラジオ日本、ラジオジャパン等の短波放送が受信できる電池式のもの。予備電池）

☐ その他

懐中電灯、予備バッテリー、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、防災頭巾（頭をカバー出来るもの）、緊急連絡先リスト（住所、電話番号）、居住地の地図等

「緊急事態に備えてのチェックリスト」

～ おわり ～

おわりに

海外での緊急事態としては、テロ、犯罪、事故、自然災害等、様々な状況が想定されます。この様な状況を想定し、これまで一般的な防犯対策、緊急時対策を中心に説明をしましたが、これで安全対策が万全とは言えません。滞在される皆様の個々の状況に合わせ、さらに創意工夫をしていただく必要があります。しかしながら「自分の身は自分で守る」という基本を忘れずに行動していただければ、多くの危険は事前に回避できるはずです。海外での滞在中は常に安全対策の基本を忘れないよう心掛けて下さい。

また、万が一、事件・事故に巻き込まれた場合には、在コロンビア日本国大使館までご連絡下さい。できる限りのお力添えをいたします。



カルタヘナ市 旧市街を望む

この「安全の手引き」に関するご意見・ご要望等がございましたら、
在コロンビア日本国大使館 領事・警備班までお気軽にお知らせください。

TEL : +57(601)743-3360 (代表)

領事窓口受付時間 : 平日 9:00-11:30 13:30-17:00

在コロンビア日本国大使館ホームページ <http://www.colombia.emb-japan.go.jp/>

(日本語ページはトップページの「日本語」をクリック)

領事関係メールアドレス : consular@ba.mofa.go.jp